

## スマートワーケーション受入環境整備助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 スマートワーケーション受入環境整備助成事業（以下「本事業」という。）は、ワーケーション受入れのために宿泊事業者が行う環境整備に要する経費の一部を補助することにより、魅力ある観光地づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。なお、栃木県内に所在する者とする。

### (事業の内容)

#### 第3条

##### (1) 事業の名称

スマートワーケーション受入環境整備助成事業

##### (2) 事業の内容

知事は、宿泊事業者が次の(3)の事業を行う場合、予算の範囲内において補助金を交付する。

##### (3) 補助対象事業

ワーケーション受入れのために行う環境整備に係る事業であって、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（令和3年5月14日観観産第17号）に定める補助対象事業であるものとする。

ただし、当該事業について本事業以外に国、県又は市町から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外とする。

##### (4) 補助限度額

補助率は、補助対象経費の2分の1（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とし、補助限度額は、1事業者当たり5,000千円とする。ただし、宿泊事業者感染症対策支援補助金交付要領に定める宿泊事業者感染症対策支援補助金の交付決定を受けている者は、当該交付決定額との合算額について、補助限度額を5,000千円とする。

### (その他必要な事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。